

日時：平成26年2月20日（木）

午後2時00分

場所：柴田町役場 講習室（3階）

<出席者>

遠藤委員、吉良委員、澤田委員、児玉委員、志子田委員、阿部委員、畑山委員

<欠席者>

古川委員、大庭委員

<事務局>

平間まちづくり政策課長、藤原課長補佐、小林主査、菅野主事

<傍聴者>

1名

1. 開 会

小林主査： それでは柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成25年度第5回審議会を開催いたします。現在、委員9名中7名の出席をいただいておりますので、審議会条例第7条第2項によりこの会が成立していることを申し上げます。なお、古川委員、大庭委員からは欠席の連絡をいただいております。

2. 会長あいさつ

遠藤会長： 今日は大学で学生たちと柴田町について話をしました。「樅の木は残った」という小説があり、その舞台になっている場所である。歴史の舞台に出てきて、全国に知られている町であると。その地の歴史を学び、町の方々とふれあいを通じて、つまり住民生活の中から学ぶことは多い、というような議論をしました。現在、大学の目標の一つとして、教育と研究は当然として、教育と研究を通じた地域貢献というものに期待される時代となっており、大学においても地域参加型の研究、教育というものが大切であるという議論をしております。

そんな中で、日本国内のみならず、世界に情報を発信するということで、仙台大学生でボブスレー選手の黒岩俊喜君、卒業生でもあり今は仙台大職員でスケルトン選手の小室希さんがソチオリンピックで頑張ってくれています。仙台大学、柴田町というものを世界に発信する効果が大いにあると思います。

その柴田町をどう世界に発信していくか、国内においてもオンリーワンの柴田町となるようなまちづくりをどう行っていくのか、そのための基本条例だと思います。これまで、各委員にもそういうことを念頭に議論をしてきていただきました。そして本

日は、いよいよ最終的にその議論をまとめていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

3. 会議録署名員の指名

遠藤会長 : では会議録署名員について事務局から説明をお願いします。

小林主査 : 名簿順でお願いをしております、今回は澤田委員と児玉委員にお願いしたいと考えております。

遠藤会長 : それでは、両名にお願いしたいと思います。

4. 議事

遠藤会長 : それでは議事に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

小林主査 : 事前に配布しておりました資料「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づくまちづくりの状況に関する調査検討報告書(修正案)」をご覧ください。こちらは前回審議いたしました調査検討報告書案を、審議会の議論に基づき修正したものです。修正した部分は赤字で示しております。修正には、語句や表現を修正したもの、文案を書き直したもの、項目を削除したもの、項目を追加したものがございます。前回の議論では、今後に向けての課題として、審議会から町へ対する提言の部分を追加してはどうかというご意見がありましたので、報告書の最後の部分に新たな項目を追加しております。

まず4ページをご覧ください。2、(1)基本条例に基づく情報共有関係、①の2番目の項目にある情報入手の手段の例示ですが、広報紙やインターネットに加えて「懇談会、会議」を追加しました。色々な場面で情報が入ってくる、というイメージがしやすくなるように、という考え方でございます。

次に、4ページの一番下、②、イの最初の項目中、「情報発信」という文言を「情報提供と公表」という文言に修正しました。同じ項目中ですが、次のページに移りまして、「情報をマネジメントしていく」という文言を「基準を定め、情報提供と公表」と修正しております。情報提供と公表の機能強化の一つの手段として「基準を定める」というものを具体的に追加したところです。

次に、5ページの②、ウの2番目の項目ですが削除しております。こちらは、住民に対立が生まれるような内容は丁寧に情報発信をしていく、という趣旨でしたが、そもそも情報は事実を出していくものであって、重要なのはできる限り早く分りやすく発信していくこと。情報に何か手を加えて出すという意味合いに取られないように、そのような誤解が生じないように、こちらの項目は削除で良いという議論があったと思います。

次に、同じく5ページの②、エの2番目の項目です。例示として記しておりました

「国や県、他の自治体や事業者などとの交渉が含まれるものなど」を削除しております。これは説明を行っていく段階での例示であって、提言書の中身には必要ないという意見がありました。具体的に例示を出すことによって、意図しないことを読み取ってしまわれる可能性があるかもしれないということでした。

今の項目中で、最後の部分に「時期」を追加し、「発信する内容、時期を慎重に吟味し」としております。相手関係がある内容の情報発信は、発信する時期も慎重に吟味しながら行う必要があるという趣旨です。

次に5ページの②、オの3番目の項目の最後です。「有効活用していくことが」を「有効活用していくことも」と修正しました。これは、地域の人材を活用していくことも一つの手段ですよ、という意味をきちんと汲み取れるようにするためです。

次に、7ページの④についてです。文中「情報の一方通行」という表現がありますが、これは情報が流れているという意味にもとれ、情報の出し手、受け手の双方の努力がなければ情報共有が進まないという、この項目の趣旨に添わない解釈がされる可能性があるということから、代わりになる表現を探してみましたが、削除する方が分かりやすいのではないかと考え、このようにいたしました。

次に、8ページの(4)まちづくり提案制度関係の③です。こちらは、資料の訂正があります。「見直しを行い」という文言に削除の二重線が引いてあるのですが、二重線が間違いです。こちらは、前回の議論から「見直しを行い」を追加する修正です。中間報告に基づき、提案制度については小規模団体向けの区分を設けております。ただし、活用状況が見込みほどではなく、今後も見直しを行いながら、制度を改善、検討していく必要があるであろうという考え方です。

次に、9ページの(5)住民投票制度関係の②です。こちらの文中に「いたずらに濫用されることがないように」とありますが、これは裏を返せば「適正に運用されるよう」ということですので、こちらの前向きな表現に改めました。

次に、同じく9ページの(6)大学と町の連携についてです。こちらは、前回の議論で意見をいただきまして、仙台大学の特性である健康づくりやスポーツという面を表に出すということ、大学と町が連携するには相互にプラスになる仕組みを作り、調整をしていくことが必要だという内容に変更しております。

次に、9ページの一番下の(7)今後の課題についてです。こちらが前回の審議会でも出された新たな提言となります。

①は、町議会の模様をインターネットなどを介して、常時町民が閲覧できる仕組みを検討してほしい、というものです。

②は、行政と住民の情報共有を進める手立ての一つとして、町の審議会等の公開に関する基準づくりを行い、住民が傍聴できる環境整備を進めること、というものです。

③は、まちづくり推進センター及び生涯学習センターが地域支援の充実のために連携を強化し、民間ノウハウの有効活用を考えアウトソーシングを進めること、というものです。

④は、住民投票制度の投票資格者要件は、幅広い層の意見をまちづくりに反映させるという趣旨から、社会情勢の変化や法令等の変更を踏まえて、要件の見直しについては柔軟に対応していくこと、というものです。

次に、本日お配りした参考資料の説明をいたします。

菅野主事 : 仙台大学と町の主な連携事業についてご説明いたします。参考資料の1の「健康寿命100歳を目指す介護予防の運動教室」は、介護予防事業として、介護が必要になるおそれが高い高齢者を対象にして、運動機能向上のための教室を仙台大学の先生、学生の協力を得て実施しています。

2の「柴田町介護予防講師等派遣事業」は、参考資料の別紙でパンフレットをお配りしました。「元気はつらつお達者day事業」ということで、町内の団体から申請があれば、出前講座の様な形で仙台大学の先生、学生を派遣して健康づくり教室の講師になってもらうというものです。介護予防講師等派遣事業としては、もう一方の別紙にある健康Cafeという事業も町と連携して実施しております。こちらは大学の主催事業として開催しております、昨年は、まちづくり推進センターで実施されました。

3の「生活習慣病予防運動教室」は、40歳から64歳までの町民で、健康診断の結果、生活習慣病の恐れがある人を対象に健康づくり教室を開催しています。

4の「東北子ども博」は、2011年より3回実施しております。震災で被災した子ども達にスポーツやおもちゃ遊びで楽しんでもらうイベントとして町と連携して開催しました。昨年は2日間で1万8千人の来場者がありました。

5から8は、町生涯学習課が実施している事業やイベントに仙台大学の主にレクリエーション部の学生に協力してもらっているという内容です。

この他にも、東日本放送のふるさとCM大賞に応募しているCM作りには、仙台大学の情報マスメディア学科の学生に協力してもらっています。

遠藤会長 : 修正された報告書の案文について議論をしていきたいと思います。まずは、今の説明や資料の内容で、明確にしておきたい点、質問などがあればお願いしたいと思います。

阿部委員 : 資料の冒頭ですが、検討回数とすれば18回ということでしょうか。

小林主査 : はい。本日を含めて18回となります。

澤田委員 : 5ページの「オ.手法」の最後の部分ですが、前回会長が「地域の人材を有効活用することも一つの方途である」と言っているんですね。それも一つの手段、方法であるという意味で、「一つの方途である」とする方が「必要である」という表現より良いのではないのでしょうか。

遠藤会長 : 今の意見について、他の委員の皆さんはいかがでしょう。

畑山委員 : その方が具体的になって良いと思います。

阿部委員 : 澤田委員の意見で良いと思います。

志子田委員 : その方が分りやすくなって良いと思います。

児玉委員 : 同じ意見です。

遠藤会長 : では、「一つの方途である」という表現に修正するというご意見をお願いしたいと思います。

では、一ページずつ確認していきたいと思います。まずは、4ページから確認していきます。(1)①の二つ目の項目中、「人伝」とありますが、送り仮名は必要ありませんよね。

小林主査 : 必要ないと思います。

遠藤会長 : この項目では、具体例が追加されていますが、いかがでしょうか。

澤田委員 : これで良いと思います。

遠藤会長 : 他の方もよろしいでしょうか。では、次に進みます。4ページ、(1)②のイについて、「情報発信」を「情報提供と公表」と修正しています。これについてもよろしいでしょうか。

では、5ページに入ります。「情報をマネジメントしていく」という表現を「基準を定め、情報提供と公表の機能を強化していく」と修正しています。これについてもよろしいでしょうか。

次に、同じく5ページの「ウ.内容」について、二つ目の項目を削除しています。これは前回議論が集中したところではありますが、削除でよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : では、削除といたします。

「エ.時期」の二つ目の項目中、「国や県、他の自治体や事業者などとの交渉が含まれるものなど」という例示について、前回議論となり削除としていますが、これについてもよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : 「オ.手法」については、先ほど澤田委員から意見があり、「一つの方途である」と修正いたします。

次に7ページに入ります。④の文中「情報の一方通行」が前回の議論を踏まえて削除となっていますが、よろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : 次に8ページに入ります。(4)③の文中に「見直しを行い」という文言が追加されていますが、何かご意見はありますか。

澤田委員 : 見直しを行いながら、使いやすい制度になるよう検討していくということですから、これで良いのではないのでしょうか。

遠藤会長 : 他に意見がなければ、次に進みたいと思います。

では、9ページに入ります。(5)②の文中「いたずらに濫用されることがないよう」という表現を裏返しまして「適正に運用されるよう」と表現を修正しています。これは、よろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : では、次に(6)に入ります。仙台大学との連携についてですが、この点についてはいかがでしょうか。

平間課長 : 最後の部分で、「大学および学生が」としているのが、これが主語となり続いているのが大学に求められる行動というように読み取れます。つまり、町がそこまで踏み込んで大学に求めて良いのかという意見があるかと思います。本来でしたら、町が主体的に環境を整えていくべきなんではないでしょうか。

遠藤会長 : 「検討、調整に配慮すること。」という述語に対する主語は誰になるのでしょうか。

小林主査 : 「町」となります。

遠藤会長 : 仕組みの例示として「連携しやすく、インセンティブが働く」ということでしょうか。「仕組み」の主語には「大学および学生」がなっているということですね。

平間課長 : 平成18年から仙台大学と町が連携し、先ほどの参考事例にもありました「お達者day事業」などを実施してきています。しかし課題もあります。地域から大学と連携したいと要望があっても、大学はなかなか学生を派遣できません。大学の方では、地域貢献活動というのが単位取得に直接つながりませんので、学生は勉学優先だと。連携と言われても、大学の仕組みづくりの部分から検討していかないと、解決できない問題もあると。それを町として大学に要望したとしても、大学としても受け止めることが難しいものもあります。そういう点から、ここの表現の仕方については悩んでいるところがあるということでした。

児玉委員 : 私たちの願いはこうであるかもしれませんが、大学というのは学びの場ですから、カリキュラムの中に組み込まれて単位が取得できるものでなければ、先生方は推奨できませんから、ボランティアセンターや部活、サークル活動として行うという現状のとおりということになるのでしょうか。

澤田委員 : 冒頭の会長の挨拶のように、学生がどんどん地域に出ていくことによって、社会の中で学ぶこともありますし、大切なことだと思います。それが単位取得につながるかどうかという問題であって、それは大学でそういう制度に変更できるんだということであれば、学生にどんどん地域に出てきてもらって溶け込んで欲しいし、それによって学生も新たな学びになるということになれば良いと思うんですけどもね。

平間課長 : やはり、そこには大きな壁があるというのが現実ではあるのです。そこに対して「大学および学生が」という内容で、町が意見して良いのかという点が気になるのです。

澤田委員 : 連携の形というのもありますよね。大勢の学生が地域に入ってくるのが良いのか、何かの事業などでポイントを絞っていくのか、そういうのもあると思います。

平間課長 : 今は、そういうことを調整する仕組みはありませんので、ここで大学に求めても伝わらないというのが実情です。

児玉委員 : 昔、お祭りの際に学生にお神輿を担ってもらったりしていたのですが、授業に差し障りがあるということで学生が来られなくなって、お神輿をだんだん担がなくなってしまったというのがありました。カリキュラムとか制度そのものを考えていかないと、平日の日中に地域に出ていくということは難しいですよ。部活や土日のボランティア活動というのは、個別に出来るとは思いますが。早稲田大学と早稲田の町ではないですが、仙台大学と共に歩む柴田町、町ぐるみで仙台大学、学生を応援する雰囲気が出来上がれば、学生もボランティアに参加しやすくなるのだと思います。

志子田委員 : 学部によって得意分野というのもあると思いますし、対応してもらえるかどうかは分かりませんが、地域側もどんどん大学への要望を出していくべきだと思います。そういうことによって大学側も地域から求められているんだな、ということで少しは受け止め方も変わってくるのではないのでしょうか。私たちの方では、大学に何に協力してもらえるか分かりませんから、逆に色々お願いして、その中から協力してもらえそうなものを選んでもらうということになるのだと思います。長い目で見れば、逆に大学側から提案が出てくるかもしれません。要望が無ければ、確立された制度の中で続けていくということになるでしょうから。

多くの住民は、仙台大学は体育の学校だと思っています。健康づくりだとか介護予防という分野でもノウハウを持っている、そういう分野で町と連携して一部事業を実施しているというのは殆どの住民は知らないと思います。でも、健康づくりや介護予防という分野は、地域でも欲しているところですよ。

平間課長 : 各地域から寄せられている意見として、現在の町の出前講座は座学が中心ですが、これからは、体を動かして学ぶ講座が求められていると。その指導者、専門家を派遣出来るような仕組みを考えられないかというものがあります。このことについて、大学にも相談を持ちかけたところ、やはり授業優先で、平日の日中は要請に応えられませんから、ニーズはあるもののマッチングがなかなか難しい実情があります。被災地で実習を行うというものはカリキュラムの中で対応しているようで、そういうものは良いのですが、逆にカリキュラムに無いものに対応していくものは難しいということでした。

澤田委員 : そういうことであれば(6)の最後の部分を、「仕組みの検討や調整に配慮する」というようにしてはどうですか。出来る出来ないというのはその後の問題として、努力をお願いしますよと。既に連携事業というのは、参考事例にあったように幾つかは実現しているわけです。

平間課長 : 参考事例の他にも、体育学部の方で、中学生へ対する柔道や剣道の指導、ちびっこ体操教室での指導などに当たってもらっています。ただ、それはボランティアとして地域に関わってもらっているというものです。

阿部委員 : 「インセンティブが働く」というのは双方にという意味でしょうか。

小林主査 : そう考えています。

遠藤会長 : 大学および学生、町および地域の双方にインセンティブが働く仕組み、ということですね。

澤田委員 : この文面でも問題ないと思いますが。

志子田委員 : 「大学および学生も」とすれば良いのでは。

平間課長 : 「大学および学生が」とすると、大学と学生に意識改革をしてもらわなければならないんですよ。

遠藤会長 : 意識の問題か、システムの問題かということですよ。ただ、文部科学省と予算の関係で協議したのですが、大学の地域貢献の話をしたならば、文部科学省からは大学としてはまずは教育ですよ。教育の一環として一部実習などで地域に出ていくというのは良い。それを超えて行うことは、果たして大学の任務であるのですか、というコメントがありました。あくまでも、教育、研究の成果として、結果として地域貢献というものがある、というのが文部科学省の考え方ということです。

大学側から言えば、地域に研究の素材がある、教育の場である、そういうことであ

れば活用していきましようとなります。その際に、例えば亙理からも話がある、村田からも話があるとなれば、それはインセンティブが働く方に行くでしょう。

参考資料の大学と町との連携の中で、事例の4から8は全てボランティアですよね。1から3はどうでしょうか。1番の介護予防運動教室はどうでしょう。

平間課長 : 先生に謝金を支払ってお願いしています。

遠藤会長 : 授業の無い時に来て、データ収集にもつながればということでしょうね。一部、卒論のデータ採りのために、学生も参加して補助するということでしょう。

では、2番目の介護予防講師等派遣事業はどうでしょうか。

平間課長 : 介護保険上、要支援となっている方を対象にしているもので、大学への委託事業としています。

遠藤会長 : 先生は、授業の空いている時間で対応して謝金を受け取るということはあると思いますが、学生はボランティアでしょうか。

平間課長 : 1時間あたりいくらということで、委託事業費の中には計上されています。

遠藤会長 : アルバイトということもあるのですね。そうすると授業の一環ではないということですね。

平間課長 : 3番目の生活習慣病予防運動教室は、町の健康診断で糖尿病予備軍の人達を対象に、骨密度を測定したり、インボディ測定をしたりと専門的に実施してもらっています。

遠藤会長 : それは大学にとっても貴重なデータ収集になるわけですね。

大学と町との連携について、実態としては町からの委託事業、またはボランティアでの関わりがメインだということです。委託事業については、教員と学生が空いている時間帯に対応できるもので、専門性が生かされデータ収集にもなるものであると。

報告書に戻りますと、ここでは「大学と町が連携した地域づくりを更に進めること。」となっており、連携は前提になっていると。

吉良副会長 : 実は、来年の4月に新しいスポーツ団体を立ち上げようという動きがあります。今までの感覚とは少し違った、スポーツだけではなく健康づくりまでカバーするようなものを考えています。仙台大学の仲野先生のチームにも協力してもらって実現に向けて動き出しています。実現すれば、大学、学生が色んな形で地域のスポーツ発展のために連携していけると思います。町の体育協会や役場の担当部署も加わって話し合いを進めていますが、どんな形で実現していくか、一つの試金石として注目していただけだと思います。

遠藤会長： 総合型地域スポーツクラブのことですね。文部科学省で推進している事業で、例えば引退した元トップアスリートなどの人材は、主に都市部で後進の育成に当たっているのですが、地方においても活躍してもらえよう、その受け皿づくりとして進められています。そういう方々に来てもらえれば、スポーツの発展、健康づくりにつながりますし、町の活性化にもなる。補助金などを活用して大学も予算を立てているかもしれませんね。

吉良副会長： 2年間の準備期間で100万円の予算がついています。来年の4月の設立を目指して準備を進めています。これが上手くいけば、色々な形で大学、学生、大学OB、地域住民、行政との連携も出てくると思うんですよ。

児玉委員： 準備会に町の関わりもあるのですか。

吉良副会長： 町のスポーツ振興室にも加わってもらっています。

平間課長： 総合型スポーツクラブは、スポーツと健康づくり面ですが、仙台大学の持つ資源というのは、もっと多岐にわたりますから、総合型スポーツクラブだけに全ての調整窓口機能を負わせるのは難しいことだとは思っています。

吉良副会長： スポーツ面だけでなく、福祉の面にもどれくらい関われるか、今後具体的に考えていこうとは思っています。

阿部委員： そういう動きがあるということを念頭に、(6)の内容を考えなければならないということですよね。文案を読むと、今議論になっていた最後の3行はその前段の補足文なんですよ。この部分は無くても良いような気がしてはいましたが、入れるとすれば、「その際には、『大学や学生』および『町や地域住民』がお互いに連携しやすく、インセンティブが相互に働く仕組みの検討、調整に配慮すること。」というところではないでしょうか。相互にというのがポイントになると思います。

遠藤会長： ただし、2行目には「大学及び学生が地域づくりに加われるプログラムを検討し」とあります。つまり、町や地域住民がプログラムを検討したものに大学や学生が参加していくという書き方なんです。町と大学が相互に働きかけるというロジックではないんです。この報告書の立ち位置がそうであるのだと思います。

阿部委員： この報告書、答申が行政の一つの指針になるということですね。

吉良副会長： 行政からの視点ということですよ。

小林主査： ご意見のとおりでして、町に対して「この点については、町はこうすべきではないでしょうか」という視点で報告書は書かれております。

澤田委員 : この文案で問題無いと思うのですがね。全体構成や流れからすると、特に変だとは思わないですよ。細部に分解して書き込むとすると、報告書全てをそういう書き方にしなきゃならないですから。

遠藤会長 : 今の議論で出されていた懸念を払しょくする修正を考えるとすれば、「その際に、町や地域住民は、大学および学生の協力を得て、連携しやすく、協力を得る上でインセンティブが働く仕組みの検討、調整に配慮すること。」というようなものはどうでしょうか。そういう趣旨だと思います。前段の文案の書き方とも合致してくると思うのです。その辺で、事務局で文言の整理をお願いしたいと思います。ここの修正については、私と事務局に任せてもらうということでもよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : では、次に(7)の今後の課題に入りたいと思います。①についてご意見ありますでしょうか。

小林主査 : 補足ですが、この項目だけ文末が「検討していただきたい」となっています。これは前回の審議会で、予算などの関係もあることからお願いとして書き込むということで良いのでは、という意見があったことから、このような表現になっておりました。

遠藤会長 : 「町議会の模様」という表現が気になります。例えば「町議会の論議」とか「町議会の議事内容」となりますかね。

澤田委員 : 「模様」を削除して「町議会」だけにしても良いのでは。

小林主査 : 単に「町議会」ですと議事機関として町議会という捉え方もできると思います。

遠藤会長 : 町議会で論議している内容をインターネット上で閲覧できるようにしていくという趣旨なんですよ。

平間課長 : 議会の論議というと、本会議、各委員会、全員協議会など様々あります。全てを中継していくというのも難しいと思います。

児玉委員 : 単に「本会議の様子」というのでは駄目でしょうか。

澤田委員 : 「町議会の内容」ということで良いのでは。

平間課長 : 議場で行うのは本会議となります。「町議会の内容」となると全ての会議が対象なのか、ということになります。

澤田委員 : では「本会議の内容」で良いのでは。

児玉委員 : 映像で確認したいのは本会議の内容だと思うんですね。

吉良副会長 : 全員協議会や委員会は中継できるのですか。

平間課長 : 中継は行っていませんが傍聴は可能となっています。この文言の表現については、議会事務局とも調整をさせていただければと思います。

遠藤会長 : 「データベース化」するのは映像ということで良いでしょうか。

小林主査 : はい。

吉良副会長 : 「タイムリー」という表現も、少し文学的ですね。

遠藤会長 : 「適時的確に」とすれば良いと思います。文末は「いつでも閲覧できるような仕組みの検討を進めていただくこと」とすれば「こと」で終わって、他の項目ともバランスがとれるでしょう。その辺の表現の修正については、私と事務局に一任いただければと思います。

(はい、の声)

遠藤会長 : 次に10ページ、②に入ります。ご意見があればお願いします。

平間課長 : これについては、町の課長会議で以前問題点を話し合ったところでした。町の審議会等は基本条例で原則公開だとしています。しかし、公開非公開の細かい基準が今はありませんから、それぞれの判断で非公開のものが多い状況です。原則は公開ですよと話したのですが、例えば教育委員会では、個人情報を取扱う案件を含むから公開できない、農業委員会では農地という個人の財産や所得の話を取扱うので公開できない、となっています。そうであれば、町民の皆さんへの説明のためにも、原則では公開ですが非公開の基準を作っておいた方が良いでしょうということです。

遠藤会長 : 教育委員会や農業委員会は傍聴できるのですか。

平間課長 : 可能です。しかし、会議の途中で例えばいじめ問題であれば個人名が出てきます。その時に、ここからは傍聴者は退出してくださいというのが現実的には難しいということです。

志子田委員 : 一つの会議の中で、公開できるとか非公開だというのは難しいよね。今回は、こう

いう内容だから公開できるよ、というのであれば出来ると思うけれどね。

平間課長 : その辺の基準が明確にならないと、傍聴を促進するといっても、なかなか進まないのかなと思っています。

それから公募要件です。基本条例では、審議会等の委員は積極的に住民公募をしていくこととしています。しかし、その手続き方法が決められていないため、住民公募ができないというケースがありました。今後、事務委任により社会教育法で定められている社会教育委員について、町の条例で定めて任命できるようになります。それに当たって、町民の参加の促進のためにも公募してはどうかと提案したところ、公募の基準がないために難しいという返答がありました。基本条例には原則が書いてあるのですが、それを具体的に実践しようとしても壁があるのが現状です。細部の仕組みまでは基本条例では規定されていませんから、こういう所で指摘があった方が良いのかなと思いました。

遠藤会長 : 原則は公開だということは明確なわけですから、個人情報に関わるもの以外は公開だというインセンティブが各会議に働いているのは確かですよ。

平間課長 : 町には各部門で様々な審議会等がありますが、前例踏襲で行っているところがありますから、基準を作るなどしてあらためて投げかける必要があるかなと。職員の再認識のためにも、審議会から指摘をいただきたいとこういう形を取らせていただきました。

遠藤会長 : 原則は公開ですから、その基準づくりを行うということが大きなポイントだと思います。そして、事前の情報発信により傍聴を促進させていくと。この内容についてはよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : それでは、③に入ります。これも前回の議論を良く書き込んでくれたと思います。

澤田委員 : 前回の議論は、正にこういうことだったと思います。いかに生涯学習センターを地域の拠点として活性化させていくか、どうやって住民と行政との橋渡しを上手くしていくかが大切なんです。

遠藤会長 : 他の委員もよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : それでは、冒頭の部分「基本条例第31条に」となっているところを「基本条例第31条の」とだけ修正ください。後は良いと思います。

では、④に入ります。いかがでしょうか。

志子田委員： その時の情勢に合わせて柔軟に対応してください、という意見を出していましたが、私はこれで良いと思います。

澤田委員： これについても随分議論しましたよね。その内容に沿っていますから、私も問題ないと思います。

遠藤会長： 他の委員からは特に意見が無いようですので、④もこれでよろしいかと思います。(7)は①についてだけ修正させていただきたいと思います。これについては会長一任ということでよろしいでしょうか。

(はい、の声)

阿部委員： 報告書の修正案に盛り込まれていなかった点で、前回の審議会で議論したことは行政マンのセンスの問題があったかと思います。これをどう取り扱うか、盛り込むか盛り込まないか決めた方が良くかと思います。

遠藤会長： 確かに活発な議論があったと思います。

阿部委員： 外部施設のアウトソーシングに関連しての議論だったと思います。

澤田委員： 全般的に、行政に対して色々に対応して欲しいという内容となっていますから、そこまで個別に盛り込まなくても良いのではと思うのですが。

遠藤会長： 報告書冒頭にある「報告にあたって」に、何か書き込むということで対応可能かもしれないですね。今の報告書案は、検討してきたことについては書き込んでいますが、実施に当たっての留意点はほとんど言及していません。行政マンのセンスというのは実施面について関連してくると思います。

阿部委員： 報告書の中の情報のところで「マネジメント」という言葉が修正の段階で消えたんですけども、情報の提供とか公表なんかを進めるには、そのフォローとか進め方が、つまり一貫してのマネジメントが大切なんですよね。それが欠けている気がして。

澤田委員： 私の考え方だと、この報告書を町長に出して、町長がこれを読んで「検討すべき事項がたくさんある。これに力を入れていこう。」と行政マンに話して、それが実現していけるかどうかの、一つの試金石だと思うのですがね。細かいところまで言及しなくても、この報告書を読んで考えてもらうところかなと。

志子田委員： それがこの審議会の役目ですから。

澤田委員：書き込むとすれば「検討事項が多々ありますので、この検討事項を十分審議いただいて、早期に解決して欲しい。」というような文言になりますかね。

平間課長：基本条例には、「審議会から提言があったときは、その旨を公表し、その提言について適切な措置を講ずるよう努める」と規定されています。

澤田委員：じゃあ、提言に沿って検討しているかチェックして、対応していなければ指摘すれば良いのですね。

阿部委員：提言だけでなく、チェックする組織も必要なのかもしれないね。

志子田委員：本当は、諮問機関ではなくてチェックする組織の方を考えていたんだけどね。

吉良副会長：基本条例の素案作成の段階では色々考えていましたが、時間が無くて全てを煮詰める余裕がありませんでしたよね。

志子田委員：がんじがらめ過ぎるのもどうなのか、という考え方もありますよね。最低限のルールは必要だとは思いますが、住民参加を進める内容なのだから、柔軟に考えないとね。

吉良副会長：今後の課題については、冒頭の部分に少し強調して入れてみては。

遠藤会長：入れるとすれば、「報告にあたって」の後半、「本報告書を基調としつつも、より多角的な視点からの検討が必要です。」のところでしょうか。例えば、「今後の課題を含め、より多角的な視点からの検討が必要です。」というように言及するかどうか。
この報告書は、基本的に実施してください、というものなんです。それに加えて、検討が必要な課題も併記しているわけです。

阿部委員：提言の部分と課題として投げかける部分とがあるわけですよね。それをどう上手に表現するか。

吉良副会長：課題ですから柔らかいですよね。検討はしてほしいが、実施に至らなくても問題にはならないと。

澤田委員：「報告にあたって」で、殆どそういう趣旨は網羅されていると思いますが。強調するなら別ですが。

吉良副会長：少し強調できないかと考えたわけです。

澤田委員 : 町長に報告する際に、口頭で少し強いコメントをしてはどうですか。

遠藤会長 : 基本条例に基づく政策の立案、実施については、本報告書を基調に行ってください、ということです。プラスアルファ、多角的な視点からの検討も必要で、よく検討してから実施してください、という補足もしています。そして、この報告書に記載されている課題以外にも検討すべき課題が残されていると。

阿部委員からの指摘のように、報告書には提言と検討課題の二つが含まれています。その検討課題については、(7)に記された検討課題の他にも、残されているものがあるかもしれませんが、(7)の検討課題については、きちんと検討してくださいよ、と言及してはどうでしょうか。

それから、行政職員のセンスの問題ですが、この報告書を基に政策を実施していく上ではとても大切な問題だと思います。例えば「報告にあたって」の最後から2行目に、「柴田町におかれましては、その知見を総動員し、」ですとか。

志子田委員 : あんまり難しい表現はどうかと。

澤田委員 : 原案くらいの表現で良いのではないですか。

遠藤会長 : では、このような議論があったということを記録に残すという程度でよろしいでしょうか。

志子田委員 : 会長から町長に答申する際に、職員のセンスについては触れていただければ良いと思います。

遠藤会長 : (7)の検討課題に加えなくても良いですよ。ここに書かれた課題以外にも、例えば職員のセンスの問題など課題はありますよ、と口頭で触れるということにします。他の部分で何かご意見はありますか。

阿部委員 : (7)については、「3. 今後の課題について」と新たに項目を立てて、「2. 審議会からの提言」とは別項目とする方が良いと思います。

遠藤会長 : 項目については整理させていただきます。他にはありますか。

志子田委員 : 2.(2)に「地域計画と地域支援について」という項目がありますが、昨年から本格的に計画づくりが始まって、今年は実践活動に入っているわけですよ。どれくらいの地区で事業計画に沿った活動ができているのでしょうか。

平間課長 : この3月末で実績報告が全て出てきますから、出揃いましたら公表したいと考えています。

藤原課長補佐： 補助金の金額だけでいえば、42行政区の合計で約1,600万円の支出となっています。

志子田委員： ある地区の区長さんから、補助金の申請にあたって詳細に事業計画を書いたが、実績の段階でもまた同じように詳細に記入しなければならなくて、大変だという意見がありました。事業の結果報告と収支報告だけで良いとか、簡潔にできないのかなと思いますね。手続きが煩雑で、それでためらって申請しない人がいるかもしれないなと思いました。

澤田委員： それは簡素化されるという話を聞きましたが。

藤原課長補佐： はい。地域づくり補助金の手続き変更についての説明会を先日開催しました。

平間課長： 地域計画づくりや補助金の申請ができないという地域の実情は、スタッフがいないということです。町の方でいくら制度を準備しても、取りまとめられる人がいなくて動き出せない。そういう面も町ではフォローしている状況です。

阿部委員： 民主主義において公は公平に対応していきますから、極論を言えば、能力のある所が栄えていくんです。言い方を変えれば競争の原理が働くと。しかし、それだけでは駄目だから基本条例があつて、我々が審議会で議論してきたんです。ですから、地域の格差は、制度をブラッシュアップして行って、町でフォローしていくしかないのかなと思いますね。私の地区だって、行政の方に何度も来ていただいて、相談をして作り上げていきましたから。今では、行政と地域が良い関係になってきていると思いますね。

志子田委員： 今の行政職員は、住民から批判されるような人はかなり少なくなってきたなと思いますね。あの人数で良くやっていると。用事があつてある職員の所を訪ねても、よく不在にしています。一人でいくつも仕事を兼務しているんですよね。民間の会社の方が掛け持ちは少ないですよ。

阿部委員： だからこそ行政職員はセンスを磨かなければならないのですよ。

平間課長： 先日行政区長の会議があつたのですが、現在の地域づくり補助金は、ソフトで15万円、ハードで20万円の上限を設けているのですが、逆に言えば、上限以上の事業を地区で行えば、地区の負担だけがが増えてしまうと。どんどん地区で事業を進めてほしいと言うなら、上限をもっと上げてほしいという意見もありました。

藤原課長補佐： 自分たちでお金を生み出す工夫をしている地域も出てきていますね。

平間課長： 民間企業が実施している助成金の情報なども随時提供しています。しかし、申請書

を書く人がいなくて活用できず、町の補助金をアップして欲しいという要望になってしまっている現状です。

志子田委員： 地域コミュニティの再構築というのは、基本条例の素案作成において私と吉良副会長がだいぶ関わったところでしたので、ずっと気にしている点でした。

平間課長： 地域計画の全地区策定完了の目標は、今年の3月末を期限として説明会などに出向いて相談に乗ってきました。しかし、地域の実情や特性がありますから、無理なところは無理ということで、ある程度地域間の差が出てくるのはしょうがないと思っています。

志子田委員： これまでのコミュニティづくりがしっかりしているから、地域計画は必要ない、という地域もあるようですね。

遠藤会長： 実施面の話になりましたが、区長さんなど地域のリーダーの意識の問題、意識は高くても実務ができる人、人材不足の問題、それをどうフォローしながら支援していかるか、そういう課題を含んでいるということでした。町の支援体制の充実も大切ですが、支援しすぎると行政依存が強くなりすぎる。場合によっては、地区間の競争を導入する、という発想も必要なのかもしれないですね。発展していく地域は、どんどん発展していってもら。事情があってなかなか進められない地域は、行政がフォローしていくと。自己責任で停滞している地域は、それに気づいてもらうという冷たい風も必要なのかもしれない。

阿部委員： 2.(2)の中に、そのような少し辛目のコメントを入れても良いのではないのでしょうか。原案は少しきれいにまとまり過ぎているかなと。今のような議論は実際にできていますしね。

遠藤会長： 児玉委員、いかがでしょうか。

児玉委員： 7つの地域がまだ計画ができていないということですが、私は、あまり焦らずに行政でサポートしながら突破口を探していくしかないかなと思っています。強制は良くないと思っています。色々な事情で取り組めない地域もあるでしょうし。強引に進めすぎて地域住民が離れていったら意味がないというか。

阿部委員： (2)④の地域づくり支援員の役割に期待するところもありますね。

遠藤会長： 畑山委員、いかがでしょうか。

畑山委員： できない地域というのは私の地域かなと思って、下を向いて聞いていました。私の地域は町の職員の方がいません。町職員の方がいれば、自分の地域ができていないと

というのはまずいから、率先して手伝ってくれるのですが、区長さんも忙しい方だし、催促するのも悪いし。私も地区の役員になっているのですが、そういうのは区長さん任せで、サポートできていません。町から職員の方に来ていただいて地域計画の話は聞いたのですが、区の組織というか、体制がそうなのか、誰かが中心になって取り組むという段取りにならなくて、進んでいないんですね。商業地域で自営業者が多いというのもあって、役員も皆忙しくて難しいですね。

児玉委員：今は子ども会に入らない家庭が増えてきていて、面倒くさいことから逃げてしまう風潮があるのかなと感じています。地域計画づくりも似たようなところがありますよね。皆が逃げちゃう町では困るので、強制はするべきではないと思います。

阿部委員：社会の中で生かされているんだ、という考え方が特に若い人には希薄になってきているのかもしれないですね。子ども会にしても、婦人防火クラブにしても存続しているのかとか、地域の行事はいつも同じ人しか参加していないとか、地域行事は時間のある人たちだけ参加すれば良いんだなど、柴田町も都会と同じような問題が出てきています。それに歯止めをかける対策を考えていかなければという気はします。

志子田委員：昔は助け合わなければ生活していけなかったというのがありましたよね。今は経済的に満たされて、個ばかりを大切にしていくという世の風潮だからこそ、地域づくり、そのための地域計画が大切なんです。

遠藤会長：大きな課題ですよ。町自体が仙台市のベッドタウンとして都市的な要素が入り競争社会になり、例えば地域の中での子どもの遊びより、別のグループでの活動の方に魅力を感じているというような状況でしょうか。

吉良副会長：恥ずかしながら船岡小学区で子ども会への加入率が低いのは私の地区ですが、理由とすれば母親の考え方というのが大きいですよ。働いているので地域の子どもの会行事に参加できないから入らないという人、会費がもったいないという人、それから役員になりたくないからという人もいます。でも、実際には子どもは地域に育てられている面もあるのですが、そのことに考えが及ばないようです。

遠藤会長：子ども同士の遊びに影響はないのですか。

児玉委員：習い事が流行っていて週に3、4日は習い事に行きますから放課後に時間のない子どもが多いですよ。

志子田委員：親から言われるがままに行動する子どもが多いです。

吉良副会長：特に母親の影響は大きいと思います。

児玉委員 : 地域づくりには若い世代にも入ってきてもらいたいのですが、役員になりたくないから子ども会に入らない、という考え方は心配ですね。そんなに負担にならない進め方をしないと、皆逃げて行ってしまいますよね。

阿部委員 : マンションの管理組合ではないですが、輪番で公平に順番が回ってくるという方法しかないのかな、とも思いますが、それでは面白みに欠けていくというのがありますし難しいですね。

吉良副会長 : 子ども会の会長を決めるのに、じゃんけんで決めたという話を聞いたことがあります。

澤田委員 : 男性がだらしなくなったというのはありますよ。私が子ども会やPTAの会長を務めていたころは、役員はほとんど男性で、父親たちと酒を酌み交わしながら行事の反省をしたり、子どもや地域のことを話し合ったものです。一緒に酒を飲んだ仲ですから、その後何か地域で活動しようと思っても、その人たちとはすぐ話が出来るんです。男性はそうやって繋がっていかないと、仲間を作るのが下手ですから、地域づくりも盛り上がりません。今、孫の子ども会の役員は全員女性になっているようで、男性は出てこない。

児玉委員 : そういう方法も大切ですね。今はそういうのが希薄になっていますから、関係ないと思っている人が多いんです。

吉良副会長 : この問題は今後も関係する場面で訴えていかなければなりませんよね。

遠藤会長 : 今の議論を聞いていて、そういう問題を報告書で取り上げるべきだったのかなとも思いました。あるポイントに絞って、例えば子ども会が崩壊しつつある理由は何か、男性が出てこない理由は、母親が子ども会に入らないと考える理由は、そういうシンポジウムも成り立つと思いました。現状をしっかりと認識して、その問題を抱えている方を主役にして、論議していけばどうかと思います。最初は10人くらいかもしれませんが、そこから火が付けば、まさに参加と協働の始まりなのかなと思いますね。

澤田委員 : 何でも情熱を持って取り組まなきゃ何もできないですよ。人材不足といっても地域には何百人もの住民がいるんだから絶対人材はいるんですよ。真剣になって情熱を持って人材を探さないと。地域には、いろんな人を知っている人が必ずいるんです。そこから辿っていけば、目当ての人材は見つけれられるはずですよ。リーダーが全てを抱え込んだり、人づきあいが苦手な人では駄目ですけど。適切な時期に新陳代謝をして組織を活性化していかなければなりませんよね。経験する人を増やしていくというのが大切だと思います。

遠藤会長 : 昔はこんなにすごかった、良かった、地域が子どもが元気だった、というのを学ん

でいただいて、母親たちにもマイナス面ばかり考えないで、プラス面も気づいてほしいですね。

志子田委員： 私の地区でも、私が役員になってからは定年退職などで時間がある人達は積極的に地区に出てきてほしいと言っています。そうしないと隣りの家の人の顔も知らないということになってしまう。輪番で回ってくる役員の時くらいでもね。子ども会に入っていない家庭も何軒かありますが、それは関係なく地区の子ども達みんなに行事の呼びかけはしています。一度壁ができたらどんどん溝が広がっていきますから。顔を合わせる機会が出来れば、全然違うんですね。

遠藤会長： いろいろなご意見、ありがとうございました。各委員、過去からそして現在も様々な活動をされている中で、大変なこともあったが軌道に乗りネットワークができると地域にとって、子どもにとって大きなプラスになると。その成功談を若い人たちに語って参加と協働を促す一つの連鎖を作っていけないかという議論だったと思います。せっかく議論になりましたから、小さなシンポジウムでも良いから、そのようなチャンスはどこかで作っていきたいですね。各委員が事例紹介できますから、ぜひ考えていければと思います。

それから、国や県などの公務員OBに、無料の地域コンサルタントと言いますか、そういう活用ができないかなと思っています。助成金の申請書などを書いてもらったり、事務のアドバイスを受れたり。地域のご意見番として活躍してほしい、と何かインセンティブが働くようにして、コンサルティンググループを作っていけたら、そのようなことを考えても良いかもしれません。そのためには、そういう人達を発掘していくことが大切ですね。審議を通じて色々アイデアが出てきましたね。

阿部委員： この審議会のメンバーが中心になって、小さくても良いからシンポジウムの様なものを開催したいですね。

児玉委員： テーマを考えるのは難しいですが、誰もが関心を持てる身近なものが良いですね。

澤田委員： きちんと地域づくりを進めている地区の区長さんと呼んで話を聴いた方が、説得力があって良いのではないのでしょうか。

藤原課長補佐： 現在、地域支援体制についての検討会を実施しているのですが、そことも関連してくる内容だと思います。

阿部委員：すごいメンバーが揃った審議会ですから、町長に報告書を渡すだけでなく、何か実施したいですね。

遠藤会長： それでは、報告書についての議論は以上で閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : では、事務局からお願いします。

小林主査 : 確認させていただきますが、本日の議論に基づく報告書の再修正の文言については、会長と事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(はい、の声)

小林主査 : それでは、最終的な報告書は会長と調整させていただき、完成させたいと思います。
今回は、報告書の町長への提出となりますので、会長と町長の日程調整をさせていただいた後、皆様にご案内をさせていただきます。

遠藤会長 : 以上で議事を終了させていただきます。

4. 閉 会

吉良副会長： 本日の審議はお疲れさまでした。今日のお昼のニュースで、ゆる.ぷらの雛人形展の様子が放映されていました。反響があったのではないかなと思います。それから、地域づくり支援員の一人が、私の地区に在住の方で県職員OBの方です。12月の高齢者交流サロン事業、先日は資源ごみ回収事業の取材に来ていただきました。1年間いろいろ取材されて、情報が蓄積されていると思います。今後、各地域に入って行って、指導していただくことを期待したいと思います。

次회가、4年間の審議会の最終回となると思います。町長へきちんと答申して終わればと思います。

インフルエンザが仙南で流行しています。皆さん体に十分気をつけていただいて、次回の審議会は全員が出席できればと思います。以上で終わりたいと思います。

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後4時20分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員